

●学校において予防すべき感染症(出席停止及び臨時休業)

学校感染症と診断された場合は、本人の休養と他者への感染を防ぐため、出席停止等の措置をとることになっています。突然38℃以上の発熱や全身倦怠感などの症状がみられた場合はすぐに受診し学校へ連絡して下さい。また、登校の際には右記の医師による登校証明書が必要となりますので、この用紙を使用して下さい。なお、本校ホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードして使用できます。

学校保健安全法施行規則の一部改正(令和5年5月8日より施行)

分類	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る)	
	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス族MER Sのに限る)及び特定鳥インフルエンザ	
上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症		
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全体症状が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がか皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス)	発病した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	医師により伝染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ	症状が改善し医師により伝染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症	